

にいがた

新潟 昔語り

ならわしを破った長者

新潟市中央区
東区



大川に大すけ小すけという大サケが住んでいました。あたりでは毎年11月15日には、漁を休むことになっていました。ところが王瀬の長者は、「みんなが休む日に漁に出れば、いっぱい魚が捕れるに違いない」と欲張ったことを考えます。明日が15日という晩、長者の夢におじいさんが出てきました。「わたしは大川の大すけ。明日の漁はやめてください」

それでも長者は、漁師たちを漁に出します。しかし、魚は1匹もとれずじまい。そればかりか長者の家には悪いことが続き、ついに落ちぶれてしまいましたとさ。

※大川は信濃川とも阿賀野川ともいわれています。



法光院は王瀬の長者の菩提寺だったとされる

※伝説については、諸説ある話のうち、取材したもの1つをご紹介します。

新潟日報「好きですにいがた」語り継がれる不思議にいがたより

Contents

- 算定基礎届は正しく届出しましょう
- 医療費が高額になりそうときは「限度額適用認定証」をご利用ください!
- 社会保険事務講習会7月開催のご案内
- 海の家「割引券」をご利用ください

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル **0570-05-1165**

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

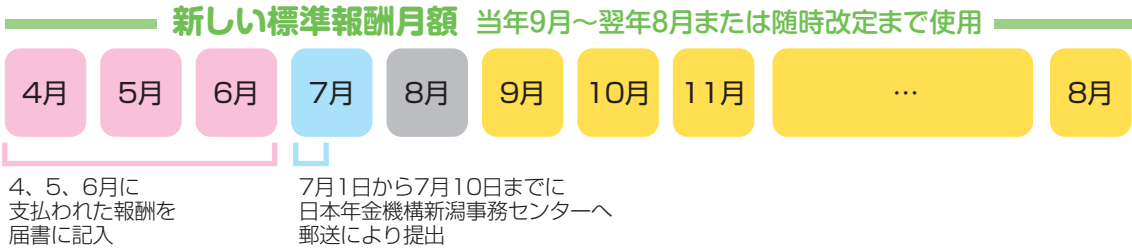
【職場内で回覧しましょう】

算定基礎届は正しく届出しましょう



被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、全ての被保険者の標準報酬月額について毎年1回決まった時期に見直しを行い、標準報酬月額の決定をします。これを定時決定といい、提出する届書を「被保険者報酬月額算定基礎届」（以下算定基礎届という）といいます。算定基礎届は4、5、6月に実際に支払われた給与に基づき作成して、7月に提出します。

定時決定（算定基礎届）の基礎となる月と決定対象月



対象者

7月1日現在の全被保険者です。ただし、以下に該当する方は除きます。

- 1. 6月1日以降に被保険者になった方
- 2. 6月30日以前に被保険者資格を喪失した方
- 3. 7月改定の月額変更届を提出する方（別途「月額変更届」の提出が必要です。）

届出の報酬

4、5、6月に実際に支払われた税金等を控除する前の総支給額です。金銭・現物を問わず、事業主が労務の対償として支給するすべてのものです。現物で支給されるものについては、標準価格によって金銭に換算して計算します。ただし、食事の標準価額の3分の2以上を本人が負担している場合は、報酬に含みません。

報酬になるもの（例）

金 銭	現 物
基本給、諸手当（残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当等）賞与等（年4回以上のもの）	食券、食事、社宅、寮、衣服（勤務服でないもの）、自社製品、通勤定期券（月額相当分金額）等

新潟県の現物給与の標準価額 平成26年4月1日適用（単位：円）

食 事								住 宅	その他
1日当たり				1ヶ月当たり				畳1畳 1ヶ月 1,080	時 価
朝	昼	夜	三食	朝	昼	夜	三食		
150	210	230	590	4,500	6,300	6,900	17,700		

支払基礎日数

報酬の計算の基礎となる日数のことをいいます。

- 月給者 出勤日数に関わらず暦の日数となります
- 日給者及び時給者 出勤日数となります

ただし、月給者であっても欠勤日数分の報酬が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払い基礎日数となります。

※このページでご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

届書記入上の注意事項

- 7月改定の月額変更届の提出済者には備考欄に「7月月変提出済」と記入します。
(7～9月に随時改定が行われる場合は、月額変更届を提出します。)
- 報酬の支払対象期間の途中で入社し、1ヶ月分の給与が支給されない月(途中入社月)がある場合、その月を除いた月の報酬月額の平均額により標準報酬を決定します。該当する被保険者の備考欄に「平成26年〇月〇日取得」と記入します。
- パート等の短時間労働者は備考欄に「パート」と記入します。
- 4～6月の間に一時帰休による休業手当などが支給された月があるときは、備考欄に「〇月休業手当支給」と記入し、7月1日時点の一時帰休の解消見込みについても「7月1日解消予定」または「7月1日休業予定」と記入します。

上記についてはCD等による電子媒体や電子申請で提出される場合にも、必ず入力が必要です。

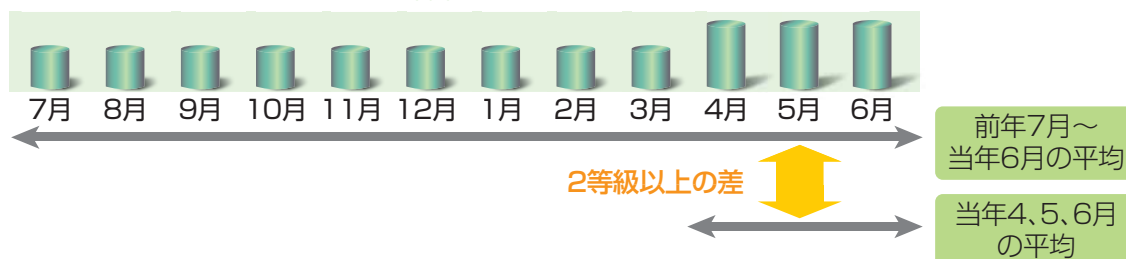
年間平均で算出する場合

一般的な算定方法では標準報酬月額を算定できない場合や、算定結果が著しく不当となる場合、算定方法の特例として標準報酬月額を保険者が決定します。

以下の条件を満たす場合は、被保険者の同意を得て年間平均で標準報酬月額を決定することについて申立できます。

- 「当年の4、5、6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年6月までの間に受けた報酬の月平均から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く)

具体例 各月の報酬のイメージ



このように比較し2等級以上の差があり、これが例年見込まれる場合は、前年7月から当年6月の給与(年3回以下の賞与は含みません)の平均額により標準報酬月額を算定します。

事業主が申立する場合は、算定基礎届の備考欄に「年間平均」と記入し、次の資料を添付します。(各様式については日本年金機構HPおよびお近くの年金事務所で確認してください)

業務の性質上例年見込まれるものである理由を記載した申立書

被保険者の同意書

当年4、5、6月の報酬額等と前年7月から当年6月の報酬額等を比較した書類

ただし、4～6月までの期間に定期昇給等による固定的賃金の変動があり、7～9月に随時改定が行われる場合は、随時改定が定時決定よりも優先することから、定時決定において年間報酬の平均では算定は行われません。

届出の際の確認事項

算定基礎届の提出の際には、算定基礎届統括表および統括表附表も同時に提出してください。

年金事務所の調査について

算定基礎届にあたり、管轄年金事務所から別途「総合調査」等実施の通知が届く場合があります。「総合調査」等の実施の通知が届きましたら調査日時に「算定基礎届」と「必要関係帳簿等」を持参することになります。

※このページでご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです



医療費が高額になりそうなときは「**限度額適用認定証**」をご利用ください!

70歳未満の方の医療費が高額になりそうなときに、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示することで、通院・入院の支払額が一定額(自己負担限度額まで)に軽減されます。

自己負担限度額

「自己負担限度額」は被保険者の所得区分によって決まります。70歳未満の方の自己負担限度額は右表のとおりです。

※70歳以上75歳未満の方の取扱い等については、ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円+{(医療費-500,000円)×1%}
一般	80,100円+{(医療費-267,000円)×1%}
低所得者 (被保険者の住民税が非課税)	35,400円

例 1か月(1日から末日まで)の入院総医療費が100万円で、被保険者の所得区分が「一般」、窓口負担が「3割」の場合



限度額適用認定証を提示しない場合

30万円を負担(高額療養費支給申請を行うことにより、後で自己負担限度額を超えた額が払い戻されます)。

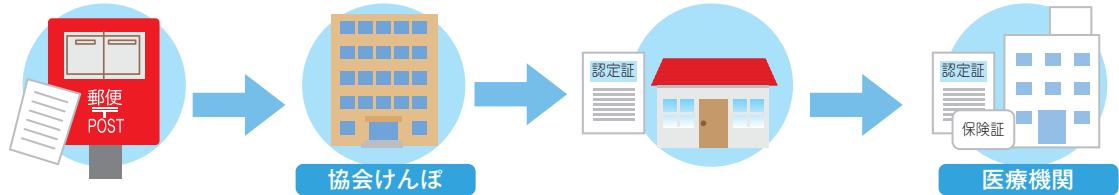
限度額適用認定証を提示した場合

8万7430円(このケースの自己負担限度額)を負担

※保険医療機関(通院・入院別)、保険薬局等それぞれで自己負担限度額は計算されます。
※食事代や保険診療以外のもの(保険診療外の治療、個室料、文書料など)は別途負担していただくことになります。

限度額適用認定申請の流れ

限度額適用認定証をご利用いただくには、申請が必要です。申請書は協会けんぽ新潟支部のホームページからダウンロードしていただくか、下記までお問い合わせください。



- 1 限度額適用認定申請書に受診される方の保険証のコピーを添付して、協会けんぽ新潟支部へご提出ください。
- 2 限度額適用認定証が交付されます。
- 3 医療機関を受診する際、保険証とあわせて限度額適用認定証を提示します。

制度改正に伴い、自己負担限度額が見直されます

高額療養費の制度改正が平成27年1月に行われ、自己負担限度額のもととなる所得区分が細分化される予定です。このため、平成27年1月以降も有効となる限度額適用認定証を申請された場合は、以下のような取扱いとなりますのでご注意ください。

- 1 平成26年12月31日までの有効期限の限度額適用認定証を発行します。
- 2 平成27年1月以降の限度額適用認定証は、平成26年12月頃に申請者のご自宅へ送付します。

※協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

お問い合わせ先 ▶ 【業務グループ】 TEL.025-242-0262



全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

社会保険事務講習会7月開催のご案内 参加料不要

社会保険事務を担当されることとなった方を対象とした講習会です。どなたでも参加いただけます。

特典 講習会参加者には、参考図書を差し上げます。

【講習内容】 保険証交付までの流れ・健康保険の給付について 講師／全国健康保険協会新潟支部職員
加入・保険料・扶養について 講師／日本年金機構年金事務所職員

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
7月16日(水)	午後1時30分 ～午後4時	サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
7月18日(金)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
7月22日(火)		ハイク長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
7月23日(水)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	60名
7月24日(木)		燕三条地場産センターリサーチコア	三条市須頃1-17	60名
7月28日(月)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	36名
7月29日(火)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名

※「クロスパルにいがた」会場は、駐車場が少ない為、公共交通機関をご利用ください。

お申込み方法

参加される会場名、開催日、事業所名、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。
(電話によるお申し込みも可能です。)なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 ■ FAX. (025) 290-3201 TEL. (025) 240-5337

7月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間	主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間
新潟東年金事務所 (025-283-1013)	五泉市福祉会館	17(木)	10:00～15:00	上越年金事務所 (025-524-4115)	糸魚川市役所	9(水)	10:00～15:00
	阿賀町役場本庁	23(水)	10:00～15:00			23(水)	10:00～15:00
新潟西年金事務所 (025-225-3008)	両津地区公民館	16(水)	12:40～15:00		柿崎商工会	16(水)	10:00～15:00
長岡年金事務所 (0258-88-0006)	小千谷市民会館	9(水)	10:00～15:00	新発田年金事務所 (0254-23-2128)	村上市役所	9(水)	10:00～15:00
		23(水)	10:00～15:00			23(水)	10:00～15:00
	小出ボランティアセンター	24(木)	10:00～15:00		阿賀野市水原総合体育館	16(水)	9:30～12:30
				六日町年金事務所 (025-716-0802)	十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	10(木)	10:00～15:00
						24(木)	10:00～15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、
終了時間の30分前までとなりますのでご注意ください。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

待ち時間も少なく、無料で年金の相談や手続きができます。(平日8:30～17:15)

街角の年金相談センター新潟

新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟6階 電話:025-244-9246

※国民年金基金とは違うビルです ※「街角の年金相談センター新潟」の赤い看板を目印に!

提携駐車場もあります

新潟駅から
徒歩5分程



健康づくり
標語コンクール佳作作品

美味しいもの 腹八分目が 隠し味



ぜひ参加ください!



協会けんぽの財政基盤強化を求める新潟県大会

協会けんぽでは、厳しい財政状況の現状と加入者・事業主の皆様の健康保険料負担が限界であることを国をはじめ関係方面に強く訴えかけるため、下記のとおり大会を開催します。

日時 平成26年 **7月17日(木)**
13:00～15:30

会場 **新潟市音楽文化会館**
新潟市中央区一番堀通町3番地2

大会次第 講演・パネルディスカッション・大会決議 **主催** 全国健康保険協会新潟支部

講演 「協会けんぽと企業とのコラボヘルスが日本を変える ～政府戦略の動向から～」
講師：国立大学法人東京大学 特任助教 古井 祐司 氏

申込み方法等の詳細は、当支部のホームページをご覧ください、お電話にてお問い合わせください。

お問い合わせ TEL.025-242-0261【協会けんぽ新潟支部】

海の家の
「割引券」を
ご利用ください

先着1万枚

枚数に達しましたらご容赦願います

海の家 開設

今年も、会員の従業員及び家族の皆様の
健康増進にご利用ください。



- ◆ 申込条件 …… 新潟県社会保険協会「会員事業所」の従業員及び家族であること
- ◆ 利用施設 …… 契約「海の家」(下記のとおり)
- ◆ 割引金額 …… 1人1枚300円(各海の家で差額を支払いご利用ください)

開設期間：各海の家開設日から平成26年8月31日(日)まで

開
設
場
所

- 関屋浜海水浴場(新潟市中央区)
・シーポイントニイガタ
・こがねや ・幸楽
- 藤塚浜海水浴場(新発田市)
・全店
- 番神海水浴場(柏崎市)
・ブルーマリン
・レッドアンカー
- 角田浜海水浴場(新潟市西蒲区)
・泉屋
- 瀬波温泉海水浴場(村上市)
・ニューハートピア新潟瀬波
- 谷浜海水浴場(上越市)
・清水屋
・日本海
・いそや
- 野積海水浴場(長岡市)
・まつや
- 石地海水浴場(柏崎市)
・佐渡見茶屋
・ココバームスー等茶屋
・海の家日本海
・リゾートニューかもめ
- 屋外プール
・メイワサンピア
(新潟市西区赤塚)

● **申込先** …… 各所属支部へ

新潟東・新潟西・三条・新発田支部

住 所 〒950-0087
新潟市中央区東大通1-2-25
北越第一ビルディング6階
電 話 025-240-5337

長岡・六日町支部

住 所 〒940-0061
新潟県長岡市城内町3-甲
893-36丸山ビル6階
電 話 0258-31-8090

上越・柏崎支部

住 所 〒943-0837
新潟県上越市南城町1-5-9
電 話 025-527-4880

● **申込方法** …… 下記申込書を、郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

コピーしてご利用ください

「海の家」割引利用券申込書

該当する支部名を○で囲んでください。		申込希望枚数
新潟東・新潟西・三 条・新発田・長 岡・六日町・上 越・柏 崎		枚
上記のとおり申し込みます。平成26年 月 日		
事業所所在地	事業所名称	
	新潟県社会保険協会	支部